

船 保 総 第 919 号

平成21年8月13日

船橋薬剤師会会長 様

船 橋 市 保 健 所
所 長 渡 邊 義 郎



新 型 インフルエンザの 対 応 変 更 について(お知らせ)

時下、貴職におかれましてはますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より本市保健行政の推進に御理解、御尽力を賜り、また先日はアンケート調査にご協力いただき、心より感謝申し上げます。

さて、この度の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応につきましては、各医療機関の御協力をいただき重症者を出すこともなく現在に至っていますが、御承知のとおり、6月19日の国の運用方針の改定で、対策の力点が、患者数の急激かつ大規模な増加の抑制と重症者に対する適切な医療の提供に切り替えられ、千葉県においても8月1日(土)より、対応を大きく変更したところです。

このうち、医療体制については、これまでの発熱相談センターから発熱外来に繋ぐ方式が廃止され、県医師会了知の下、季節性のインフルエンザと同様に、原則として全ての一般医療機関で診療を行っていただくこととなりました。

本市においても、今回の新型インフルエンザ(A/H1N1)への対応として、発生状況等が現在の状況と同等と認められる間は、今回の国および千葉県が示す方針に準じた対応を図ることとし、今後の知見や国県の動向を踏まえて、随時体制を見直していくこととします。

つきましては、8月15日より、別紙のとおり県の方針と同様の変更を行うものとし、御協力をいただきますようお願いいたします。

また、医療体制の変更に伴い、発熱相談センターの業務は、かかりつけ医の無い方に対する医療機関の紹介や自宅療養中の方からの相談等に移行するため、名称につきましても「船橋市新型インフルエンザ相談窓口」に変更します。

船橋市における新型インフルエンザ(H1N1)対応の主な変更点について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行(平成21年7月24日)や国の運用指針の改定(6月19日)、千葉県に対応の変更(8月1日)等を受け、本市における新型インフルエンザに関する相談や医療体制等を8月15日より、次の通り変更します。

平成21年8月13日

1. 相談業務について

(1) 相談窓口について

- ・ 「船橋市発熱相談センター」を「船橋市新型インフルエンザ相談窓口」に名称変更
- ・ 原則、受診先の案内は行わず、かかりつけ医がなく、受診する医療機関が分からない場合や自宅療養中の方、その他不明なこと等の問い合わせに応じる
- ・ 相談受付時間を6:00～21:00とする(県は、6:00～22:00で実施)
- ・ 相談体制について、広報紙やホームページ等により市民や関係機関へ周知する

(2) その他

- ・ 保健所は、患者の移送を行わない
- ・ 今後、患者の発生状況や受付内容を勘案し、適宜運営体制を見直す

2. 医療及び医療体制について

(1) 医療について

- ・ 患者への対応として、原則、自宅療養とする
- ・ 全数把握は行わず、次の事例でPCR検査を実施する
 - ・ 同一集団内で7日以内にインフルエンザ様症状を呈する者を2名以上確認し、端緒となった内の1名の者にPCR検査を実施する
 - ・ 重症化するおそれがある者
 - ・ 入院患者の確定診断
 - ・ あらかじめ定められた病原体定点医療機関からの検体
- ・ 重症化防止の観点から、医師が必要と判断する場合は、患者の自費負担で予防内服することとし、保健所では、予防投薬は実施しない

(2) 医療体制について

- ・ 原則、日頃から季節性インフルエンザに対応する全ての医療機関で実施する
- ・ 今回の新型インフルエンザ(H1N1)では、発熱外来を設置しない
- ・ 一般医療機関での外来患者の受け入れについて、広報紙やホームページ等により市民へ周知する
- ・ 重症者等の入院対応は、原則、一般医療機関でも実施することとし、今後、医療関係者と協議し、病床の確保に努める

3. 保健所への届出について

(1) 確定患者の届出

- 医師がインフルエンザ様症状を呈する者を診察し、問診により新型インフルエンザの集団発生を疑うと判断した場合、保健所に連絡し、受診者の検体採取に努める
- 保健所が集団発生と判断しPCR検査した結果、新型インフルエンザ確定患者となった場合、保健所は、診断した医師に感染症法施行規則第3条第3号に規定される連絡を書面(別紙1)で行い、連絡を受けた医師が保健所に確定患者の届出(別紙2)を行う

(2) 疑似症患者の届出

- 医師がインフルエンザ様症状を呈する者を診察し、保健所に連絡した結果、保健所が新型インフルエンザの集団発生とした時、保健所は、感染症法施行規則第3条第3号に規定される連絡を書面(別紙1)で行い、連絡を受けた医師が保健所に疑似症患者の届出(別紙2)を行う
- 確定患者発生後は、患者を医師の判断のもと疑似症患者として取り扱う
- 集団発生の患者家族の発症者は、疑似症患者として取り扱う

(3) その他

- 新型インフルエンザ(H1N1)患者(疑似症患者を含む)を診断した場合であっても、集団的に発生しているものでなければ、感染症法第12条に基づく医師の届出は不要となりました
- なお、ウイルスサーベイランス、インフルエンザ入院サーベイランス等において、新型インフルエンザと確定した場合、基本的には、感染症法第12条に基づく届出を行う必要はありません
- 届出等の関係書類については、保健所ホームページに掲載します

4. 届け出後の保健所の対応について

(1) 患者への対応

- 保健所は、外出自粛を要請する(要請書は交付しない)
- 解熱後2日かつ発症日の翌日から7日目まで自宅療養・外出自粛が望ましい

(2) 濃厚接触者への対応

- 保健所は、不要不急な外出の自粛を求める(要請書は交付しない)
- 通勤・通学は必要な外出とするが、症状がないこととマスクの着用など感染拡大防止ができることとする

(3) その他

- 全数把握が不要となったため、個々の確定患者の発表はせず、今後は集団発生や重症者、死亡例、その他迅速な対応等が必要な場合に公表する
- 市内における患者発生状況について、ホームページ等により情報提供を行う
- 施設名等の発表は、市内の公立学校関係等については、原則、発表することとし、その他については、同意を得て決定する